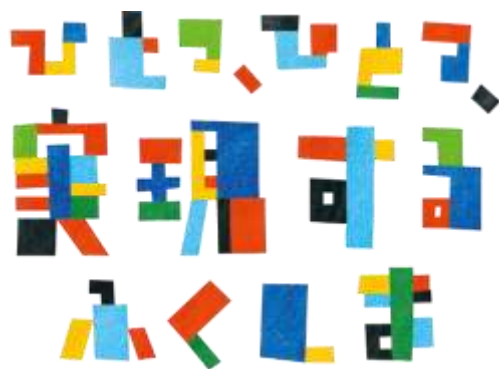


ふくしまの復興・創生に向けた
提案・要望



令和3年6月8日

福島県

東日本大震災及び原子力災害から10年余が経過し、4月から第2期復興・創生期間がスタートしました。

この間、県民の懸命な努力と国内外からの温かい御支援により、避難指示区域の縮小やインフラの復旧、県産品の国内外における高い評価、さらには、福島ロボットテストフィールドを始めとする福島イノベーション・コースト構想の取組も進展しており、今後は、国際教育研究拠点を中核とした、世界に誇れる復興・創生を目指すなど、福島の復興は着実に歩みを続けております。

一方で、今もなお多くの県民が避難生活を続けておられるほか、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水対策、根強い風評と風化の問題などに加え、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除を始めとした、いまだ解決の道筋が示されていない課題や、復興の進展に伴って新たに顕在化する課題など、当県は多くの困難な課題を抱えています。

こうした中、先般、福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）の処分に係る政府の基本方針が決定され、また一つ新たな重い課題が課せられることとなりました。

さらに、当県は、令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震などにより甚大な被害に見舞われているほか、いまだ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症など、喫緊の課題にも対応しながら、復興・再生が遅滞することのないよう、確実に取り組んでいかなければなりません。

このような中、国におかれては、改正福島復興再生特別措置法に基づき、今年3月の「福島復興再生基本方針」の閣議決定に続き、4月には当県が作成した「福島復興再生計画」について総理大臣の認定を頂いたところです。福島の復興は、長い戦いとなりますが、今後も復興・再生を切れ目なく着実に推進し、更に加速させていくためには、柔軟な制度の確立と十分な財源確保が必要不可欠となります。

当県では、震災から10年を機に「ひとつ、ひとつ、実現するふくしま」という新スローガンを策定いたしました。県民の思いを一つ一つ形にするため、県、市町村、県民が一丸となって、全力で取り組んでまいりますので、国におかれましては、福島の復興・創生に向け、令和4年度以降も引き続き、総力を挙げて対応していただきますよう、次のとおり要望いたします。

令和3年6月8日

福島県知事 内堀雅雄

目 次

<全般的事項>

- I ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応 1
- II 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応 4
- III 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化 5

<個別事項>

- IV 避難地域・浜通りの復興・再生 10
- V 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出
. 22
- VI 原子力発電所事故への対応 34
- VII 風評払拭・風化防止対策の強化 43
- VIII 県民の健康と安全・安心を守る取組 49
- IX 産業再生、インフラ整備 55
- X 地方創生の推進、デジタル社会の実現、
大規模自然災害への対策 64
- 省庁別索引 67

＜全般的事項＞

I ALPS 処理水の処分に係る責任ある対応

【内閣官房、内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制庁】

ALPS 処理水の取扱いについて、4月13日に、政府による処分に係る基本方針が決定されたところである。

この基本方針については、農林水産業を始めとする関係団体から、不安や風評への懸念が払拭されるまでは海洋放出に反対するとの意見が示されているほか、陸上保管の継続を求める意見、新たな風評が生じることを懸念する意見などが数多く示されるなど、県民及び国民の理解が十分に得られているとは言えない状況である。さらに、海外の一部の国・地域からも、当県の現状やトリチウムに関する正確な情報が十分に伝わっていないと考えられる意見が示されているところである。

国においては、この問題が福島県だけではなく日本全体の問題であることを強く認識するとともに、当県が置かれている厳しい状況をしっかり受け止め、処理水の処分により、これまで県民が積み重ねてきた努力を後退させることのないよう、国が前面に立ち、関係省庁が一体となって万全な対策を講じること。

(1) 関係者に対する説明と理解

処理水の処分に係る基本方針等について、農林水産業や観光業の事業者を始め、県内の自治体等の関係者に対し、丁寧な説明を行うとともに、関係者の声を受け止め、理解が深まるよう取り組むこと。

(2) 浄化処理の確実な実施

タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、第三者機関による比較測定等を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組むこと。

また、地元関係者などの立ち会いの下、環境モニタリングを実施するとともに、処分設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じること。

あわせて、処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

(3) 正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果はもとより、国による基本方針決定のプロセスなど、当県の状況が正しく理解されるよう、正確な情報が広く国内外に伝わるための分かりやすい情報発信を行うこと。

また、国内外の関係者等から処理水の取扱いに関する説明を求められた場合には、国として直接対応し理解促進を図ること。

(4) 万全な風評対策と将来に向けた事業者支援

新たな風評を発生させないという強い決意の下、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業を始めとする県内の幅広い業種に対する、万全の風評対策が講じられるよう、中長期的な行動計画の策定に当たっては、これまでの継続的な取組により回復傾向にあった農林水産物の価格の下落や担い手の減少を生じさせないための対策、教育旅行を始めとする観光誘客等に影響を与えないための対策等について、具体的な内容を早期に示すとともに、関係者の意見を十分に踏まえた上で、実効性のある計画にすること。さらに、策定後の着実な取組推進はもとより、フォローアップ結果についても、県民及び国民の目に見える形で分かりやすく発信すること。

特に、処理水の取扱いは長期に及ぶことから、水揚げされた水産物が全量、適正な価格で取引されるなど、事業者が将来にわたって、安心して事業を営むことができるような仕組みを、国において構築すること。

また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

(5) 処理技術の継続的な検討

国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

(6) 東京電力への指導・監督

東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、多くの県民が不安を感じている。廃炉・汚染水・処理水対策は、長期間にわたる取組が必要であり、県民や国民の理解が極めて重要であるため、国においては、東京電力の管理体制について、県民目線に立った抜本的な改革が図られるよう、強く指導・監督すること。

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省】

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響は、県民の心身への負担を増大させており、東日本大震災及び原子力災害を始め、令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震など、度重なる困難を懸命に克服しようとする県民の意欲を削いでしまう懸念がある。

こうした中、当県の新型コロナウイルス感染症による患者発生は高い水準で推移し、病床ひっ迫が継続していることに加え、変異株による感染が数多く確認されるなど、新たな脅威に直面しており、医療提供体制の強化等が重要であることから、更なる病床の確保や医療現場への支援等に必要な予算を確保するとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用等に当たっては、早期に感染を抑え込むためにも、自治体の意向を十分に踏まえ、迅速かつ柔軟に対応し、実効性を格段に引き上げる運用とすること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ社会経済活動の回復・維持を図るため、サプライチェーンの再構築に向けた支援や、飲食事業者や交通事業者など厳しい経営環境が長期化している事業者に対する支援等、地域の実情に即した経済対策を行うとともに、雇用に対する情勢が深刻化していることから、引き続き、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。

特に、国境・県境を越える移動の制限や不要不急の外出自粛等の感染拡大防止策により、甚大な影響を受けている観光業については、社会情勢を踏まえた国内観光需要の喚起策を実施するための十分な予算の確保に加え、インバウンドの回復に向けた取組を推進すること。

さらに、ワクチン接種に当たっては、いまだ2万8千人を超える方々が県外へ避難されている当県の特殊事情も十分に配慮した上で、全県民が適切に接種できるよう、きめ細かな対応を行うとともに、治療薬の実現に向けて、研究開発を行う機関・企業に対する支援のほか、医薬品・医療機器等の産業育成を一層推進するなど、当県の復興・再生が遅滞することのないよう、引き続き、国を挙げて対応すること。

Ⅲ 第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化

1 復興に向けた総合的な施策の推進

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

当県の原子力災害からの復興・再生は、被災者の生活再建、商工業や農林水産業の再開など産業・生業の再生、医療・福祉・教育環境の整備・充実、治安対策の強化、インフラ整備などの避難地域の復興・再生や、除染の推進、廃炉・汚染水対策、風評払拭・風化防止対策、福島イノベーション・コースト構想の推進、再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現、新たな産業の創出、企業立地の促進などの産業の自律的発展に向けた基盤づくり等、多岐にわたっており、今後も中長期にわたってあらゆる挑戦を続けていかなければならない。

こうした中、当県の更なる復興・再生の推進に向けては、その要である福島復興再生特別措置法や、同法に基づく「福島復興再生基本方針」、今年4月に認定を受けた「福島復興再生計画」における取組等を着実に実行していくことが不可欠である。さらに、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備や、避難指示が解除された地域における生活環境の整備等、当県特有の問題が山積しているほか、それぞれの市町村によって復興の進捗が異なるとともに、同じ市町村の中でも地域によって状況が大きく異なるなど、深刻かつ複雑な難しい課題に直面している。今後新たに顕在化する課題及び多様なニーズも含め、現場の実態と状況の変化を把握しながら、第2期復興・創生期間以降においても、当県の復興・再生に引き続き国が前面に立って取り組むとともに、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、柔軟な制度及び十分な財源確保により対応すること。

さらに、いまだ諸外国における当県産農林水産物等の輸入規制措置が続いている等、原子力災害による影響は県内全域に及んでいる。風評払拭・風化防止対策や、避難者に対する支援、事業・生業の再生など、福島の復興・創生に向けた取組に当たっては、当県の特殊事情を踏まえ、県内全域にわたり一体的・中長期的に推進すること。

2 国際教育研究拠点の実現

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】

国際教育研究拠点は、浜通り地域等の復興・創生、分野横断的な研究及び産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積及び世界への発信等を推進する重要な拠点であり、今般のALPS処理水の処分方針の決定を受けても、風評払拭・リスクコミュニケーションを研究分野の一つとして取り組む拠点の重要性は一層高まっている。このため、昨年12月に策定した「国際教育研究拠点の整備について」を踏まえ、「福島イノベーション・コースト構想」における創造的復興の中核拠点となるべく、縦割りを排した総合的な復興庁所管の国立の研究開発法人とし、国が責任を持って、長期にわたる予算、人員体制を確保すること。

拠点で行う研究分野については、福島ならではの課題であり、これまでの研究では解決が難しかったもの等に対し、新たに分野融合等により取り組むものとし、廃炉に関する技術の応用や、福島ロボットテストフィールドを活用した最先端のロボット・自動運転、農林水産業、エネルギー、放射線科学・創薬医療、原子力災害に関するデータや知見の集積・発信など最先端の研究を行うとともに、その実用・産業化に取り組むこと。

その際、県内に既に立地している研究施設等については、単なる集約・統合の対象とするのではなく、拠点を中心とした司令塔機能の下、機能の重複を避けつつ、福島イノベーション・コースト構想の最大限の効果発現に向けて、相乗効果の発揮に努めること。

加えて、県内の実証フィールドを最大限活用するほか、他の地域ではできない実証を可能とする規制の特例措置の整備など、研究者の特性やニーズを踏まえた魅力ある研究環境を実現すること。

また、研究者が最先端の研究を行いつつ安心して教育にも取り組んでもらえるような体制整備、連携大学院制度の実現に向けた検討や初等中等教育機関との連携による学習充実支援など、教育・人材育成機能についても充実すること。

さらに、拠点設置に伴い、研究者やその家族等を受け入れるための生活環境・インフラの整備など、まちづくりに必要な予算を確保すること。

3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等

【内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 震災復興特別交付税措置の継続

令和4年度以降においても復旧・復興事業が終了するまでの期間、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(2) 福島再生加速化交付金の予算確保等

地域により復興のステージが異なる中、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、福島の復興加速を目的とする生活環境向上等対策（帰還・移住等環境整備交付金）、長期避難者の生活拠点整備（コミュニティ復活交付金）、子育て世帯の帰還・定住支援（子ども元気復活交付金）等を推進する福島再生加速化交付金について、長期的かつ十分な予算を確保すること。

特に、帰還・移住等環境整備交付金については、復興や住民帰還の進捗に伴って生じる新たな課題等に対応できるよう以下の措置を講じること。

- ① 移住・定住促進事業について、移住希望者の体験・見学活動や住宅確保、テレワーク環境の整備等の移住者向け財政支援など、移住希望者のニーズに応じた効果的な移住支援が可能となる柔軟で使いやすい制度とすること。
- ② 面整備事業と一体的に施工すべき道路事業の対象要件を緩和するなど、運用の弾力化を図ること。
また、特定復興再生拠点区域における必要な事業等、復興の進捗状況に応じて対象事業及び対象経費を追加すること。
- ③ 適時的確な事業着手や複数年度にわたる継続的な事業への対応など、柔軟に切れ目なく取り組むことができるよう、基金造成の対象を拡充すること。

(3) 被災者支援総合交付金の予算確保等

仮設住宅から災害公営住宅等への移行や避難生活の長期化など、各地域の被災者を取り巻く課題に適切に対応するため、民間団体による相談・見守り、交流活動、被災者の心のケア、子どもの健康支援などの様々な施策により、被災者の生活再建に向けた支援を行う必要があることから、被災者支援総合交付金については、長期かつ十分な予算を確保すること。

(4) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方の税財源の大幅な減少が見込まれる一方、感染症への対策、令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震による災害からの早期復旧など、広範かつ膨大な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、基盤強化期間が終了する令和4年度以降においても、地方一般財源総額を確実に確保し充実させること。

4 復興に向けた人員確保

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

当県は、原子力災害の持つ特殊性により長期にわたる人員確保が不可欠であることから、国においては、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と連携を図りながら県や避難地域12市町村を始めとする市町村の人員確保に対する支援を充実させるとともに、国や独立行政法人から中長期的な職員派遣等を行うこと。

また、派遣職員の受入れ経費や震災対応のために職員の採用を行った場合の人件費等の経費については、原子力災害の極めて深刻かつ特殊な被害と影響への対応が長期にわたらざるを得ないことを十分に踏まえ、復旧・復興事業が終了するまでの期間、引き続き全額を震災復興特別交付税等により確実に措置すること。

<個別事項>

IV 避難地域・浜通りの復興・再生

5 避難地域の復興実現

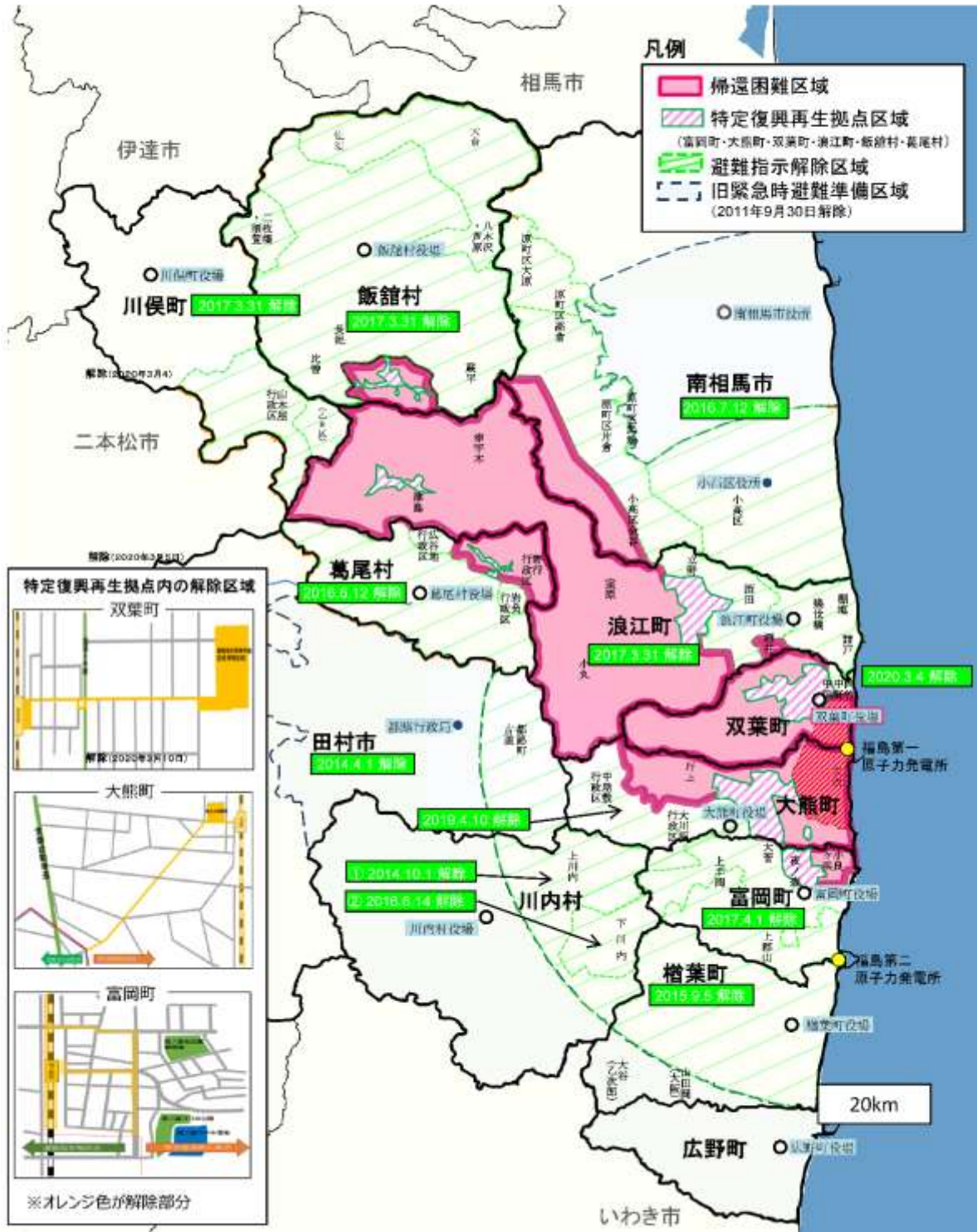
【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、教育、交通、買い物、商業施設の運営支援、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等の生活環境整備や、物流機能の回復、産業・生業の再生、新産業の創出、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

復興の進捗は自治体ごとに異なっており、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面している。

そのため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、「福島12市町村の将来像」の具現化に向け、国が前面に立って、県、市町村と連携した推進体制を確保すること。

避難指示区域の概念図



6 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、安心して帰還できる生活環境の整備や産業・生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

また、帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村の中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援するとともに、令和4年春頃に特定復興再生拠点区域の一部において避難指示の解除が予定されており、帰還困難区域全ての避難指示解除に向け、拠点区域外の今後の方向性を示す必要がある。このため、まずは、地元自治体から強い要望がある宅地の除染・家屋等の解体、さらに、営農意欲のある農業者が有する農地の除染をするなど、地元自治体の個別の意向を踏まえた避難指示解除の実現に向けた具体的方針を早急に示し、切れ目ない復興・再生を進めること。

7 避難地域等の事業・生業の再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、経済産業省、中小企業庁】

(1) 被災事業者等の支援

避難地域12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チームの中核組織）が事業者の個別訪問等を通じて、課題に合わせた活動支援を強化しているところであり、引き続き、国が主体的に関与し、同機構に対する継続的な支援を確実に実施すること。

あわせて、原子力災害被災事業者事業再開等支援事業、原子力災害被災地域創業等支援事業及び浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業の既存支援策について、中長期的に継続するとともに十分な予算を確保すること。

特に、特定復興再生拠点区域等においては、事業者の帰還が進んでおらず新たな事業者の呼び込みも必要なことから、創業支援について、既存支援策の拡充等を行うこと。

(2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続等

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金）について、避難地域12市町村においては、避難指示区域の見直しに伴い現地に帰還して復旧に着手する事業者が見込まれることから、令和4年度以降も事業を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

また、中小企業施設等災害復旧事業について、今年2月の福島県沖地震による甚大な被害は、東日本大震災からの復興に取り組む被災事業者を始め、県内の広域に及んでいることから、一刻も早い事業再開・継続を支援するため、十分な予算を確保するとともに、迅速な対応を行うこと。

8 避難地域の営農再開に向けた支援

【復興庁、農林水産省】

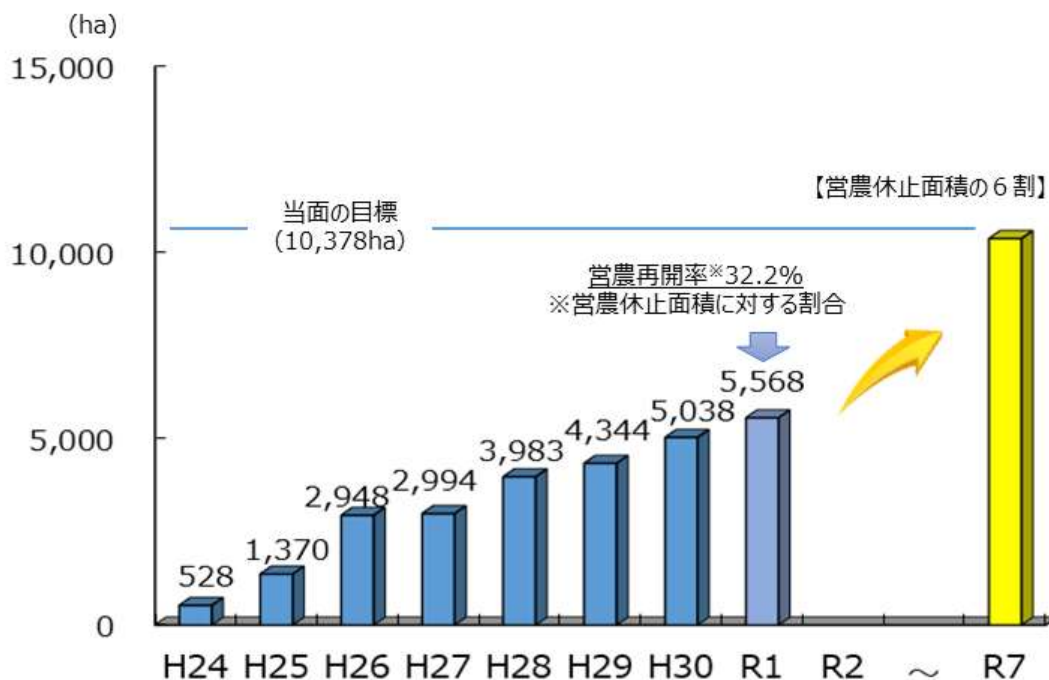
東日本大震災から10年が経過し、避難指示解除が早かった地域を中心に徐々に営農再開が進みつつある一方、避難指示が解除されて間もない地域では営農再開の初期段階にあるとともに、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域の除染が実施中であるなど、それぞれの地域で営農再開の状況が大きく異なる。

避難地域の営農再開を滞りなく進めるには、地域の実情を踏まえた継続的な取組が不可欠であることから、営農再開関連事業（福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業及び被災地域農業復興総合支援事業）について、令和4年度以降も継続し、十分な予算を確保すること。

また、「市町村を越えた広域的な高付加価値産地構想」を実現し、営農再開を加速するため、福島県高付加価値産地展開支援事業の実施に当たっては、避難地域で農産物の生産や加工等の核となる事業者の誘致に取り組むとともに、県・市町村・関係機関と一体となって産地形成を支援すること。

あわせて、当該事業を令和4年度以降も継続し、十分な財源を確保すること。

避難地域の営農再開目標



9 避難地域等の鳥獣被害対策の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

(1) 生活環境整備に向けた鳥獣被害対策の推進

避難地域12市町村を始め、県内で増大するイノシシ等の鳥獣被害の防止に向けて、県や市町村が実施する対策が円滑に実施できるよう、引き続き必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

また、帰還困難区域においては、国における捕獲目標を明確化した上で、最大限の捕獲に取り組むこと。

特に、令和4年春頃に避難指示の解除が予定されている特定復興再生拠点区域の一部においては、帰還や移住した住民の生活等に支障を来すことのないよう対策を実施すること。

(2) 農作物被害防止のための取組への支援

深刻・広域化する野生鳥獣による農作物被害を防止するため、侵入防止柵の整備や捕獲活動の強化などの取組に必要な予算を確保するとともに、対策が適切な時期に実施できるよう鳥獣被害対策関連事業の柔軟な運用を行うこと。

また、鳥獣被害対策の実施に当たる専門的な知識を有する人材の確保や育成に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

10 避難地域等における医療提供体制の再構築

【復興庁、厚生労働省】

避難地域等の医療提供体制については、避難指示が解除等された各市町村において、双葉町を除き少なくとも1施設の診療所が開設・再開したほか、救急医療を担う「ふたば医療センター附属病院」が開院したが、いまだ十分な医療の確保がされている状況にはない。

帰還した住民が安心して保健・医療、介護・福祉サービスを受け、さらに専門医療や在宅医療（医療・介護の連携）等の幅広い医療ニーズにも対応するためには、引き続き、医療施設等の復旧や医療従事者等の確保等、中長期的な医療提供体制の再構築に向けた取組が必要である。

これらの取組は、原発事故を由来とする特殊事情を原因としたものであることから、国において以下の措置を行うこと。

(1) 避難地域等の医療提供体制の再構築に向けた財源の措置

現在、再開・開設した医療機関の約7割が人件費・運営費の支援を受けて稼働しているなど、避難地域の帰還状況から経営環境の急速な改善は厳しい見通しであるとともに、今後、専門医療（人工透析等）の確保や、帰還困難区域での医療機関等の再開・開設に必要な施設・設備整備費への支援等に加え、新たなニーズも想定される。

については、国は、避難地域等の医療提供体制の再構築に向けて中長期的に取り組むために必要となる財源を、第2期復興・創生期間以降も安定的かつ十分に措置するとともに、地域医療再生基金の柔軟な活用を認めること。

(2) 医療従事者の安定的な確保及び県内定着促進への支援

避難地域においては、医師派遣や看護職員の住宅確保等、医療機関に対する緊急的な人材等の支援を実施することで医療提供体制を維持しているが、人材確保が困難な状況が今後劇的に好転するとは考えにくく、必要な施策を講じなければ、人材の地域偏在はより深刻化すると見込まれる。

こうした中、修学資金制度等を始めとする人材確保・地域定着策について、これまでと同規模かつ複合的に実施し、県内全域において人材を確保することにより、避難地域へ人材を提供していく必要がある。

については、避難地域の医療提供体制を安定的なものとするため、当県が行う切れ目のない医療従事者確保対策に必要な財源を、第2期復興・創生期間以降も安定的かつ十分に措置するとともに、財源措置の見通しを速やかに示すこと。

11 避難地域等における教育環境の整備・充実

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

(1) 避難指示解除等に伴う学校再開への支援

東日本大震災・原子力発電所事故から10年が経過した今もなお、3つの町の小中学校が、いまだ避難先での学校運営を余儀なくされており、特にこれから地元での学校再開を目指す大熊町・双葉町、避難先でも学校運営を継続している富岡町においては、中長期的な支援が必要である。

また、開校に至った市町村においても、住民の帰還が十分に進まない中、教育活動の更なる充実に腐心している。いずれの市町村でも、児童生徒の安心・安全や、ふるさとに根ざした魅力ある学校教育は、将来を担う子どもたちはもとより、住民の帰還促進や、魅力ある地域の創造に不可欠である。

当県では「福島県学校再開支援チーム」を設置し、きめ細かな支援を行っているところであるが、国においても避難地域12市町村に対するハード面・ソフト面への力強い支援を、引き続き行うこと。

- ① 保護者が通わせたい、また、子どもたちが通いたいと思えるような、魅力ある持続可能な学校づくりを実現させるとともに、避難地域12市町村における魅力的な教育プログラムに対する学校裁量経費について、引き続き予算を確保すること。
- ② 帰還・再開後の通園・通学のためのスクールバスについて、市町村の需要に応じて、十分な予算を確保すること。
- ③ サテライト校として教育活動を続けている富岡支援学校への支援を継続するとともに、富岡支援学校の双葉郡内への早期帰還のため、新校舎の整備や旧校舎の解体等の環境整備について支援を行うこと。

(2) ふたば未来学園中学校・高等学校への支援

福島県の教育復興のシンボルである「ふたば未来学園」について、平成31年4月に開校したふたば未来学園中学校及び先行して開校しているふたば未来学園高等学校の寄宿舎の運営など、生徒の教育・生活環境整備への支援を継続すること。

また、生徒たちが高い志や目的意識を持つなど、教育上の成果もでてきていることから、福島ならではの教育を軌道に乗せることができるよう、外部講師の招聘や連携中学校との交流など魅力ある教育活動や、海外研修における渡航費への支援を継続すること。

(3) 継続的な教職員の加配措置

いまだ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っていることに加え、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加など、震災・原子力発電所事故に起因する課題が継続している。

心のケアや学習指導等のきめ細かな教育支援など、魅力ある教育環境づくりが必要であるため、教職員の加配を継続すること。

(4) 教育相談体制の充実

避難生活の長期化等により不登校の児童生徒が増加するなど、生徒指導上の問題が多様化・深刻化していることから、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を継続するとともに、教員のコーディネート力の向上を図る取組に対する予算を引き続き確保すること。

(5) 特別な支援が必要な児童生徒への支援の継続

復興途上の当県では、特に心のケアや学習支援が求められていることから、現在、地方財政措置されている特別支援教育支援員を継続して配置できるよう、予算の確保・拡充を図ること。

12 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 避難地域等の復興に向けた道路整備のための予算確保

住民帰還の加速や産業再生を支えるため、「小名浜道路」を始めとした「ふくしま復興再生道路」や、中通り・会津から浜通り地方へ連絡する「地域連携道路」等の整備を進めている。しかしながら、避難地域等の復興はいまだ途上であり、事業着手後間もない箇所が存在するなど、今後も継続して中長期的な対応が必要となることから、復興事業が完了するまで必要な予算の確保を行うこと。

(2) 第2期復興・創生期間以降の復興事業（道路事業）の予算確保

避難地域12市町村内の道路の整備については、復興事業の進展等により、新たに発生する課題等への対応が想定されることから、避難地域の復興を成し遂げるため、第2期復興・創生期間以降における必要な予算を確保すること。

また、避難地域では、地域の課題となっている隘路や復旧・復興工事による道路の損壊が、新たな移住者を呼び込む上で妨げとなることから、地域住民や移住者等が安全に通行できるよう、道路改良や修繕等に必要な予算確保を始めとした支援を講ずること。

(3) 常磐自動車道（仮称）小高スマートICの整備促進

緊急時における住民・作業員等の避難経路確保、長期間に及ぶことが想定される福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉作業の進展、住民帰還に向けたインフラ復旧等の復興事業の加速化など、原子力災害に起因する諸課題を解決するとともに、避難地域の復興と帰還に向けた環境の整備を加速させる必要があることから、南相馬市小高区のスマートICについて早期整備が図られるよう十分な財源措置を含め、県・市に対し支援すること。

(4) 常磐自動車道を始めとする浜通り軸の強化

東日本大震災からの復興の加速と住民帰還の促進を図るとともに、今後の大規模災害等に備えるため、常磐自動車道の「広野IC～山元IC間」について、4車線化の早期整備を図ること。

また、安全で信頼性の高い災害に強い幹線道路ネットワークの確保や浜通りの復興支援・地域振興のため、国道6号勿来バイパスの早期整備を図ること。

13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援

【復興庁、国土交通省】

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂を始め、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園について、全面的な財政支援を講じること。

V 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

福島イノベーション・コースト構想は、失われた浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指し、廃炉やロボット技術に関連する研究開発拠点の整備を始め、再生可能エネルギーや次世代エネルギー技術の積極導入、先端技術を活用した農林水産業の再生、さらには未来を担う人材育成、研究者や来訪者に向けた生活環境の確保や必要なインフラ等様々な環境整備を進めるものであり、平成29年の福島復興再生特別措置法の改正で国家プロジェクトとして法定化され、今年4月に認定された福島復興再生計画にも位置付けられているところである。

構想のとりまとめから7年が経過し、昨年3月に福島ロボットテストフィールドが全面開所したほか、東日本大震災・原子力災害伝承館が昨年9月に開館するなど、今後、これまで整備した拠点を核とし、産業集積や人材育成、交流人口拡大などの事業により一層取り組んでいく必要がある。

このため、国と共に策定した復興・創生期間後の産業発展のビジョンである「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえて認定された福島復興再生計画に基づく各取組について、中長期的に対応していく必要があることから、構想実現のために必要な体制や財源などを十分に確保しながら、国全体での一層の連携強化の下、県と密接に連携し、構想の具体化を推進すること。

(1) 研究開発等の推進・産業集積の促進

① 廃炉・放射線分野の研究開発の推進

廃炉・放射線分野においては、楡葉町に整備した楡葉遠隔技術開発センターや富岡町に整備した廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟、大熊町に整備している大熊分析・研究センターなどを活用し、安全で着実な廃炉の実現に向けた研究開発や人材育成を推進すること。

② 廃炉関連産業の育成・集積

本構想の実現に向け、廃炉関連分野における地元企業の参入を確実に進めるため、国や国の関連団体が主体的に取組を推進するとともに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、公益社団法人福島相双復興推進機構及び東京電力の三者からなる福島廃炉関連産業マッチングサポート事務局の効果的な運用や、マッチング会・現地見学会の開催、地元企業の技術力向上や資格取得支援等を行うために必要な予算を確保すること。

③ 福島ロボットテストフィールド（RTF）の運営等

ア RTFの運営支援

RTFの安定的な運営を図るため、自立経営が可能になるまでの当分の間の運営費の支援を行い、世界の最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、運営法人への人的支援や必要となる高度人材の確保に取り組むこと。

イ RTFの利用促進と産業集積

ロボット認証制度及びオペレータ検定制度に必要な試験方法並びに無人航空機の安全運航管理技術の研究開発、官公庁や自治体におけるロボットの利用促進を進めるとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による空飛ぶクルマなどの次世代モビリティに関連する研究開発事業などを新たに立ち上げる

こと。
また、国内外の民間資金・企業を呼び込むとともに、拠点の利用が安定的に確保されるよう、産学官関係者の入居や利用の促進を図ること。特に、令和4年以降もロボット関連イベント等をRTFで継続開催するとともに、i-Constructionやロボットを活用したインフラの維持管理を推進するため、国においても、研修会や講習会等について、RTFを積極的かつ継続的に利用すること。

さらに、RTFを活用した消防・防災訓練の利用を促すため、必要な事業を実施できるよう施設の整備や訓練の実施に係る十分な予算を確保すること。

加えて、RTFの防災訓練での利用促進について、当県では実際に消防機関等の訓練にRTFを利用しており、施設の利活用の周知に協力するとともに、RTFを有効活用し、災害対応におけるドローンその他消防ロボットの活用の促進に取り組むこと。

ウ R T Fを活用した制度整備と社会実装支援

R T Fは、ドローンのナショナルセンター化を目指し、技術基準や運用ガイドライン等の作成に着手したところであり、これらの検討への参加、業界への活用の働き掛け、作成後の制度への位置付けを検討すること。

また、全国からの利用者の試験環境を向上させるため、R T Fに試験空域を設定するなどの研究開発者向け制度整備を行うこと。

さらに、空飛ぶクルマについて、空の移動革命に向けたロードマップに基づきR T Fを試験飛行拠点として充実させるため、関連する試験設備を新たに整備するとともに、ドローン・ロボット、空飛ぶクルマの研究開発、制度整備、社会実装のためにR T Fの利用を促すこと。

加えて、福島新エネ社会構想に基づき、R T Fにおける水素ドローンの開発・実証環境の強化に必要な支援を講じること。

④ エネルギー・環境・リサイクル関連産業の集積

浜通り地域を中心に、エネルギー・環境・リサイクルを核とした産業の育成・集積、地域経済の復興・再生を進めるため、今年度の2月に改定された「福島新エネ社会構想」で掲げられた取組など、「再生可能エネルギー先駆けの地」、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて必要な予算を確保すること。

⑤ 農林水産分野における技術開発の推進と技術の普及・導入の促進

避難地域等の農林水産業の本格的な再開を進めていくため、本構想に基づいた技術の開発、実証の継続及び社会実装のために必要な予算を十分に確保すること。

⑥ 医療関連分野の支援

浜通り地域等への医療関連産業の集積のため、新規参入の促進や研究開発支援、事業化支援、販路開拓支援など必要な事業を実施できる十分な予算を確保すること。

また、浜通り地域等の企業等が開発・製品化した医療・福祉機器等の同地域の医療機関や高齢者福祉施設等における利用を促進し、企業の販路開拓を支援する取組に対し、必要な支援を行うこと。

⑦ 航空宇宙分野の支援

浜通り地域等への更なる航空宇宙産業の育成・集積のため、普及・啓発、認証取得、人材育成、取引拡大、中核企業を核としたクラスター体制の構築等、浜通り地域等に立地する企業の技術力の向上や競争力の強化に必要な支援を講じること。

⑧ 地域復興実用化開発等促進事業等の継続

廃炉やロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙など様々な分野において、地元企業と県内・県外企業との連携を促進し、新規案件の発掘を行いながら持続的に新技術の実用化・事業化を進めるため、地域復興実用化開発等促進事業や重点分野等事業化促進事業について、令和4年度の新規募集分を含め、十分な予算を確保すること。

(2) 企業誘致等を通じた産業集積の加速化

東日本大震災及び原子力災害により甚大な被害を受けた浜通り地域等の復興・再生を実現するためには、企業誘致を通じた産業集積を加速化し、自立的・持続的な産業発展につなげていく必要がある。

このため、企業立地補助金の継続を始め、実用化開発や企業誘致を大胆に加速するための支援や、地元企業等と地域外企業とのマッチングの促進、実用化開発プロジェクト等の事業化促進、中小企業者への知的財産の活用に関する支援など、必要な財政的な支援等を行うこと。

(3) イノベーション創出促進のための環境整備

「起業・創業」する企業・個人等を強力に呼び込み、浜通り地域等をあらゆるチャレンジが可能な地域とするため、試作品開発や市場調査等を行うための助成金を始め、専門家によるビジネスプラン策定や経営アドバイス等の支援、産学官金等の関係者からなる連携体制の構築と事業化への支援など、プロジェクトの掘り起こしから事業化に至るまでの総合的な支援をするための十分な予算を確保すること。

(4) 構想を支える教育・人材育成

本構想を牽引するトップリーダーや、工業、農業、水産業、商業等の各専門人材を育成する、より効果的な教育プログラムの開発を推進するため、学校が企業、研究機関・地域と連携を図るためのコーディネートや各校のプログラムの進捗支援のほか、学校間連携及び成果発表の場などを設定する予算や浜通りのみならず県内一円での構想の担い手となる人材の育成に向けた予算を引き続き確保すること。

また、構想を支える人材育成には、義務教育段階からの取組も重要であることから、理数教育、放射線・防災教育、プログラミング教育及びふるさとへの理解を深める教育等を推進するための予算を確保すること。

さらに、地元の高校等から構想を実現するための人材が輩出されるよう、検討が進められている国際教育研究拠点との連携を図ること。

加えて、全国の大学等の復興知を活用した学術研究活動支援事業（復興知事業）は、地域の課題解決や人材育成、交流人口の拡大等に大きく寄与してきたことから、引き続き、各大学等の浜通り地域等における活動を支援するとともに、大学等の教育研究活動の支援に必要な予算を十分に確保すること。

(5) 浜通り地域等への交流人口・消費の拡大及び生活環境の整備促進

本構想に掲げる各拠点の活用や産業集積が一層進められていくためには、交流人口拡大や移住・定住促進の取組はもちろんのこと、拠点従事者や国内外からの来訪者等に対する生活環境の整備や地域公共交通の確保が必要である。

そのため、デジタル技術の活用も視野に入れた地域が連携したプロモーションや来訪者向けのプレミアム商品券事業の展開、誘客コンテンツ開発・広域マーケティング支援、福島空港等を活用した国内外からの人の呼び込み、当県復興のシンボルであるJヴィレッジの利活用など、浜通り地域等への交流人口の流れを促進させ、消費拡大につなげるための取組、本構想に掲げる拠点施設へのアクセス道路等の必要なインフラ整備、拠点間を結ぶ公共交通の確保に向けた取組等に対する継続的な支援を行うとともに、自治体等の意見を踏まえながら、交流人口拡大に向けた取組を推進するためのアクションプランの策定に取り組むこと。

また、新たな技術やビジネス創出に向けたチャレンジを行う企業・研究機関等を積極的に呼び込むため、研究者を始めとする従業員に移住・定住促進に係る予算を確保すること。

あわせて、交流・関係人口拡大のため、イノベ地域におけるツアーコーディネート体制構築や国内外への情報発信の強化、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）を核とした交流人口拡大推進等の取組に対し、引き続き必要な予算を確保するなど支援すること。

(6) 東日本大震災・原子力災害伝承館への継続的な支援

昨年9月に双葉町において開館した東日本大震災・原子力災害伝承館は、福島県が経験した原子力災害に関する記録と教訓を、国や世代を超えて継承・共有していく唯一無二の施設であるとともに、今年開所を予定している富岡町や浪江町の伝承施設や現在整備が進められている復興祈念公園等とも連携しながら、避難地域等における交流や情報発信拠点としての役割を担う施設であり、その役割を永続的に担えるよう、資料収集を始めとする各事業の実施や伝承館を核とした交流促進の取組等に対して必要な予算を継続的に確保すること。

また、必要な資料の収集について、省庁を挙げて協力するとともに、研究及び研修が充実するよう、予算面はもとより、コンテンツの提供や人材の提供・紹介などについて、関係省庁が継続的に支援すること。

さらに、官公庁や自治体、関係機関への働き掛けや視察・研修など伝承館の利用促進について、省庁を挙げた取組を継続して講じること。

(7) 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への支援

福島イノベーション・コースト構想推進機構は、プロジェクトの創出促進や産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、本構想に関連する取組を一貫して推進する大きな役割・機能を担うものとしている。

東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を着実に進めていくため、本機構への国職員の派遣による体制強化や構想の推進に必要な予算の確保を始め、十分な支援を行うこと。

福島イノベーション・コースト構想



廃炉関連施設(JAEA)

⑤ 大熊分析・研究センター (大熊町) (2018年3月一部運用開始)
⑥ 廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町) (2017年4月本格運用開始)
⑦ 楢葉遠隔技術開発センター (楢葉町) (2016年4月本格運用開始)



15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援

【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業等が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの更なる導入拡大、水素の社会実装の取組について、関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、特に以下について強力に支援すること。

(1) 再エネ社会構築に向けた取組への支援

県内全域での再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、系統接続の制約を解消するための系統運用ルールの見直しや既存系統の最大限活用に向けた取組を強化すること。

また、平成29年度当初予算から措置された補助事業について、阿武隈地域等における風力発電の導入に向けた送電網整備など、避難解除等区域における再生可能エネルギー発電設備等を最大限に導入できるよう必要な予算を引き続き確保すること。

さらに、風力メンテナンス人材育成・技術開発の県内拠点化を始めとした再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に向けた取組に必要な予算を確保すること。

加えて、当県のカーボンニュートラルの実現に向けて、系統負荷が少ない地産地消型エネルギーシステム構築等に取り組むための必要な予算を引き続き確保すること。

(2) 水素社会実現に向けた取組への支援

福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）を活用した世界最大の水素イノベーション拠点の創出や水素社会実証地域モデル形成等の実現のための必要な予算を確保すること。

特に、高効率で低コスト、かつ再生可能エネルギーの最大限の導入にも資する、NEDOが開発を進める水素製造システムの早期実現に向けて、開発を加速させるために必要な予算を確保すること。

また、燃料電池自動車・バス（FCV・FCバス）等の水素モビリティの導入拡大に向けて、十分な支援を行うこと。

(3) 産総研福島再生可能エネルギー研究所との連携

平成26年4月に開所した産総研福島再生可能エネルギー研究所を核として、県内企業の技術高度化を進めるため、同研究所が行う被災地企業や被災地企業を核としたコンソーシアムに対する技術開発支援、事業化に向けたプロジェクト支援や、研究開発機能強化に向けた取組に対して、引き続き必要な予算を確保すること。

16 医療関連産業の集積・振興の支援

【復興庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

福島イノベーション・コースト構想の重点分野にも位置付けられる医療関連産業の育成・集積を進めるためには、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援するふくしま医療機器開発支援センターや医薬品の研究開発を促進する医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターといった拠点の機能を最大限活用し、新しい技術や製品の活用による浜通り地域等の課題解決や当県医療関連産業の振興を推進する必要があることから、その動きを加速させるため以下の支援を行うこと。

(1) ふくしま医療機器開発支援センターに対する支援

ふくしま医療機器開発支援センターは、当県企業の医療関連産業集積の拠点であるとともに、電気・物性等安全性試験と生物学的試験がワンストップで実施できる国内唯一の施設であり、国が推し進める医療関連産業の振興に資するものであることから、センターの安定的な運営のため、令和4年度以降の必要な予算を確保し、中長期的に支援すること。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が策定する各種プロジェクトにおいて、国が進める高度で先進的な医療技術・医療機器の研究・開発における安全性評価試験やコンサルティングにふくしま医療機器開発支援センターを活用すること。

(2) 医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターに対する支援

福島県立医科大学内に整備した医療-産業トランスレーショナルリサーチセンターは、経済産業省バイオ関連国家プロジェクトの集大成と位置付けられており、センターの事業成果等を発展的に活用していくことにより、感染症やアレルギー等に対する抗体医薬品・診断薬の研究開発に貢献するとともに、ベンチャー企業等の設立が促進されるなど、当県の関連産業の集積が図られることから、センターが先進的な事業を展開できるための令和4年度以降の必要な予算を確保し、継続して支援すること。

17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援 【経済産業省、国土交通省】

当県では、航空機用エンジンを製造する中核企業や、航空宇宙産業の国際認証規格の取得企業が多く立地し、また、小惑星探査機「はやぶさ2」の製造にも多くの企業が参画するなど、関連企業の集積が進んでおり、次世代を担う産業として航空宇宙産業を新たな柱に位置付けている。

これまで、関連産業への参入に向けて、普及啓発や認証取得支援、公設試験研究施設（県ハイテクプラザ）の機能強化等を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症による航空機産業への甚大な影響は長期に及ぶことも懸念され、当県産業の復興・再生を加速させるためには、更なる取組の深化が必要である。

については、中核企業を核とした関連企業クラスターの形成や競争力強化を図るため、県内関連企業の技術力向上、サプライチェーン及び販路の拡大や高度人材・中核企業の育成等に加え、「空の移動革命に向けたロードマップ」に試験飛行の拠点として位置付けられたRTFを活用し、空飛ぶクルマの実証や関連企業の誘致を進めるなど、将来に向けた航空宇宙関連産業の育成・集積への取組に対して、引き続き必要な支援を行うこと。

VI 原子力発電所事故への対応

18 原子力発電所の安全確保等

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、燃料デブリの取り出しなど、前例のない困難な取組を事業者だけでは成し遂げることはできないことから、国において以下の措置を講じること。

(1) 廃炉に向けた取組

- ① 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分すること。
- ② 汚染水・処理水問題を含む廃炉に向けた取組については、安全を最優先に着実に廃炉作業に取り組むよう東京電力を指導するとともに、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。
- ③ 今後、使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業が行われることから、東京電力に対し、周辺環境に影響を与えることのないよう、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組に対する指導・監督を徹底すること。
また、頻発する自然災害に備えるため、地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上に取り組むとともに、経年劣化や外的要因による安全性の低下が懸念されることから、設備の損傷状態を適切に評価し、劣化の進行に応じて必要な対策を講じること。

- ④ 今後の廃炉作業を担う作業員が安定的に、安心して働くことができるよう、作業員や現場を管理する人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施等、労働環境の整備全般について東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。
また、廃炉に向けて高度な技術が必要となることから、能力・資質に富む研究者や技術者の計画的な育成・確保に取り組むこと。
- ⑤ 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組の進捗状況や今後の取組、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応などについて、県民目線に立った正確で分かりやすい情報を発信し、県民の不安解消や国内外における風評払拭に努めるよう、東京電力を指導・監督するとともに、国自らも取り組むこと。
- ⑥ 福島第二原子力発電所については、安全を最優先に着実に廃炉作業に取り組むとともに、県が行う廃止措置中の監視業務に必要な予算を確保すること。
- ⑦ 東京電力の核物質防護については、柏崎刈羽原発における事案によって原子力規制委員会から是正措置命令がされるなど、極めて重要な問題である。福島第二原子力発電所においても、安全重要度のレベルは異なるが核物質防護に係る事案が発生していることから、県民に更なる不安を与えることのないよう、県内原子力発電所の対策に万全を期すとともに、核物質防護の重要性については、廃炉に関わる東京電力及び協力企業の社員を始め、核物質防護に携わる全ての職員が、認識を共有するための対策を徹底するよう、原子力施策を推進してきた国の責任において、東京電力を指導・監督すること。

(2) 原子力防災体制の強化

前例のない廃炉作業が完了するまでの間、住民の安全を最優先に捉え、国が積極的に関与し、原子力防災体制の強化対策を支援すること。

特に、新たな原子力災害時の広域避難が円滑に行われるよう、国がバス・福祉車両、運転手等の避難手段の確保、燃料及び食料等物資調達、さらには避難退域時検査に必要な支援をするほか、広域避難に対する全面的な支援体制を構築し、県域を越えた広域避難においては、国主導の下、関係機関と調整を行うこと。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

廃炉に向けた作業が長期化する中、県民生活の安全・安心のために、モニタリングの継続は必要不可欠である。

また、避難指示が解除され、住民の帰還が進みつつあるが、放射線への不安解消のため、国において以下の措置を講じること。

- ① 県及び12市町村では、原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金を活用し、総合モニタリング計画によるモニタリングを含めた、県民のニーズに応じたきめ細かな測定と公表により、県民生活の安心の確保につなげている現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間は当該事業が継続できるよう、必要な予算を確保すること。
- ② 国は、県内全域でのモニタリングを継続するとともに、旧避難指示区域におけるモニタリングは、帰還困難区域も含め、市町村や住民の意向を踏まえて、充実させること。
- ③ 当面存続することが決定されたリアルタイム線量測定システムの今後の運用については、引き続き、市町村や住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に進めること。
- ④ 県では放射線監視等交付金を活用して、原子力発電所周辺における放射性物質の影響を監視し、県民の安全・安心を確保している現状を踏まえ、廃炉作業が完了するまでの間、十分な監視体制を維持できるよう、必要な予算を確保すること。

- ⑤ ALPS 処理水の処分に伴う海域モニタリングの実施に当たっては、第三者機関による比較測定や地元関係者の立ち会いの下で行うなど、信頼性、客観性、透明性が確保されたモニタリング体制を構築し、科学的・客観的なモニタリング結果を国内外へ分かりやすく発信するとともに、県が独自にモニタリングを強化する場合に必要な予算を確保すること。

19 除染等の推進

【復興庁、農林水産省、環境省】

帰還困難区域を除き面的除染が終了し、除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入は令和3年度で概ね完了が見込まれる等、環境回復の取組が進捗してきた中で、以下について国として責任を持って確実に取り組むこと。

(1) 除染等の着実な実施

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理及び事業方針に基づいた確実な搬出、搬出完了後の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置を安全かつ着実に実施すること。

(2) 帰還困難区域における除染

特定復興再生拠点区域の除染等について、関係町村の実情に配慮しながら、フォローアップ除染も含め確実に実施すること。

また、拠点区域外について、まずは、地元自治体から強い要望がある宅地の除染・家屋等の解体、さらに、営農意欲のある農業者が有する農地の除染の実施に向けた具体的な方針を早急に示すこと。

(3) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生じた土壌の処理

復旧・復興事業を進める上で支障となっている、除染以外で生じた8,000Bq/kgを超える建設発生土について、速やかに関係機関と協議を進め中間貯蔵施設へ搬入すること。

20 中間貯蔵施設事業の推進

【復興庁、環境省】

除去土壌等の県外最終処分は、中間貯蔵施設受入という苦渋の決断に際し、その前提として国が約束し、法律に定められた国の責務である。

原子力発電所事故以降の長期に及ぶ避難指示、環境回復を始めとする復興への様々な取組等、これまで当県が歩んできた困難な道のりを十分に踏まえ、中間貯蔵施設事業について、以下の措置を講じること。

(1) 全国民的な理解醸成

除去土壌等の県外最終処分については、中間貯蔵施設受入等の経緯を含めその必要性を分かりやすく丁寧に説明し、全国民的な理解の醸成に着実に取り組むこと。

(2) 県外最終処分に向けた取組の加速化

除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入は令和3年度でおおむね完了する見通しであることから、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分について、最終処分地の選定等の具体的な方針・工程を明示し、県民及び国民の目に見える形で取組を進めること。

(3) 除去土壌等の輸送及び中間貯蔵施設の整備・運営の安全・着実な実施

除去土壌等のおおむね搬入完了に向けて、安全・確実かつ円滑な輸送の実施に万全を期すこと。

また、施設の整備・運営を安全・着実に行うとともに、用地取得に当たっては、引き続き、地権者に寄り添った丁寧な対応を行うこと。

さらに、輸送及び施設の状況や安全対策などについて広く周知し、県民の不安や懸念の解消を図ること。

21 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

【復興庁、環境省】

(1) 特定廃棄物埋立処分事業の円滑な実施

特定廃棄物埋立処分施設については、令和5年度の埋立終了に向けて、安全・確実に搬入・埋立処分を完了すること。

また、埋立処分事業に関しては、地元の理解が何より重要であることから、引き続き、国が責任を持って、丁寧に対応すること。

(2) 特定廃棄物埋立処分施設の事業終了後に生じる特定廃棄物の処理

特定廃棄物埋立処分施設での埋立期間終了後に発生する特定廃棄物の処理方法が決まっていないことから、国の責任において確実に処理するための方針を示すこと。

(3) 可燃性指定廃棄物の中間処理

令和3年度以降に発生するもので中間処理先が決まっていない可燃性指定廃棄物について、その処理方針を速やかに決定すること。

(4) 帰還困難区域から発生する廃棄物の処理

特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域から生じる特定廃棄物の処理方針について、拠点区域外の避難指示解除の具体的方針と併せて検討し、早急に示すこと。

また、インフラ整備等の事業活動により生じる廃棄物の処理についても、国が責任をもって確実に対応すること。

22 原子力損害賠償の確実な実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁】

(1) 「指針」の適時適切な見直し等

被害者の生活や事業の再建につながるよう、原子力損害賠償紛争審査会において、現地調査や原発事故に係る民事訴訟の判決内容の精査などを通して当県の現状をしっかりと把握するとともに、「指針」の適時適切な見直しを行うこと。

また、原子力損害賠償紛争解決センターが提示する和解仲介案の積極的な受け入れはもとより、被害者の個別具体的な事情への誠実な対応を含め、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、東京電力を指導すること。

(2) 営業損害や風評被害の賠償の的確な実施

営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

(3) 地方公共団体に係る賠償

地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。

また、財物に関する損害については、県や市町村等の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。

(4) ALPS 処理水処分に係る風評対策

ALPS 処理水の取扱いによって、万が一、新たな風評が発生する場合の賠償については、県全域を対象とし、期間や業種を限定することなく、被害の実態に見合った賠償を確実に行うとともに、損害の立証に当たっては、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により迅速に対応するよう、東京電力を指導するなど、国が責任を持って対応すること。

また、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう、事業者や関係団体の意向を十分に踏まえた上で、風評対策や賠償を合わせた枠組みを早急に構築し、事業者等へ丁寧に周知・説明を行うこと。

(5) 消滅時効への対応

東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。

(6) 住民帰還に向けた支援策の実施

住宅確保や就労、事業再開等の支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

VII 風評払拭・風化防止対策の強化

23 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、観光庁、環境省】

(1) 風評払拭・風化防止に必要な財源の確保

当県の原子力災害からの復興を確実に成し遂げる前提となる風評払拭及び風化防止対策については、これまで継続的に粘り強い努力を積み重ねてきたが、震災から10年を経過してもなお当県のイメージはいまだ震災前の水準まで回復しておらず、引き続き長期にわたる取組が不可欠であることから、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

とりわけ、農林水産物を始めとした県産品の流通促進と販路回復・定番化、国内外からの観光誘客の促進、ホープツーリズムの定着、教育旅行の回復等に向けた継続的な取組が重要であることを踏まえ、十分な財源の確保を継続すること。

また、今般のALPS処理水の処分に関する基本方針の決定によって、海外においては既に風評が悪化するとともに、国内においても不安感が増大しており、これまで10年間の風評払拭に向けた県民の努力と成果は水泡に帰すおそれがある。国においては、購買意欲や訪問意欲の減退、農林漁業者における生産意欲や観光事業者の事業意欲の減退等により、回復傾向にあった農林水産物の価格の下落や担い手の減少を生じさせないための取組、教育旅行を始めとした観光誘客等に影響を与えないための取組など、万全の対策を行うための必要な財源を確保すること。

さらに、当県に対する関心が低下する風化の傾向が年々進んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響によって加速する懸念があることから、更なる国内外への正確な情報発信の取組について、必要な財源を確保すること。

なお、当県は食の安全性・信頼性の確保に向け、農業生産工程管理を行うGAP認証取得や、HACCPと放射性物質管理の情報発信を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入促進など、生産から製造・加工、消費に至る各段階での取組を推進していることから、国においても生産者、食品製造・加工業者及び流通業者、消費者等の理解促進に取り組むなど、県の取組を積極的に支援すること。

(2) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の更なる推進

国の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に関連して、当県が「福島県風評・風化対策強化戦略」に基づき取り組む、県外に対して当県の地域の魅力を継続的に発信する各種施策等や、地域が主体となって情報発信する取組等について、必要な財源を十分に確保すること。

また、継続的に実施している放射線リスクコミュニケーションの更なる推進を図るとともに、ALPS処理水の取扱いについては、漁業者を始めとする関係者や市町村、県内外のあらゆる声をしっかりと受け止め、正確な理解を促す安全・安心のためのリスクコミュニケーションを強力に推進すること。

さらに、国及び関係機関等の広報媒体の最大限活用や国主催の会議等の誘致など、あらゆる手段を講じて、国内外に正確な情報を分かりやすく発信すること。

加えて、福島復興再生特別措置法に基づき、当県産農林水産物等の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働き掛け等、必要な措置を講じるとともに、諸外国の渡航制限解除及び外国人観光客の誘致等を更に強化すること。

24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化 【内閣府、復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

(1) 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化のための財源確保

根強く残る風評を払拭するため、第2期復興・創生期間以降も引き続き放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査（流通実態調査）の結果や情勢の変化に応じた「ふくしま」ならではのブランドの確立、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するために必要となる対策の予算を確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

当県産農林水産物の販売不振の実態と要因を明らかにするため、国による流通実態調査を継続するとともに、調査結果に基づいた流通関係者への指導、助言その他の必要な措置を講じること。

25 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援

【復興庁、外務省、国土交通省、観光庁】

(1) 新たな風評を生じさせない対策の徹底

A L P S 処理水の取扱いは長期に及び、回復しつつある県内観光業への影響が懸念されるため、観光に携わる事業者が将来にわたって、安心して事業を営むことができるよう、対策を講じること。

また、中長期的な行動計画の策定に当たっては、関係者の意見を十分に踏まえ、宿泊利用を促進し、当県宿泊利用率を下支えする具体的かつ実効性のある取組を盛り込むこと。

(2) 浜通り観光再生への支援

浜通り地域においては、観光客入込数が震災前の水準まで回復しておらず、また、観光地としてのコンテンツや観光に携わる事業者も十分ではない現状があることから、ホープツーリズムを始めとした浜通り地域への観光誘客の取組など、観光基盤の再生に必要な予算を引き続き確保すること。

(3) 風評払拭による観光誘客促進への支援

依然として、当県への観光に不安を抱く一定の方々が国内外にいたることから、風評払拭による観光宿泊者数の回復に向けて、当県が情報発信やプロモーション、コンテンツ造成などに粘り強く取り組むために必要な予算を引き続き確保すること。

(4) 教育旅行回復への支援

震災前の水準まで回復していない教育旅行について、情報発信やキャラバン活動等の誘致促進の取組を行うための必要な予算を引き続き確保すること。

(5) 国内外の会議、各種イベント等の誘致・開催への支援

国及び関係団体が開催する国内外の会議や芸術文化、スポーツ等の各種イベントを当県で開催できるよう誘致に努めること。

なお、開催地に負担が生じる場合は、予算を確保すること。



26 福島復興に向けた未来志向の環境施策の推進

【環境省】

当県の復興・再生には、帰還困難区域での除染、中間貯蔵施設事業等の環境回復における課題に着実に取り組むとともに、自然公園や再生可能エネルギー等、当県の強みや特徴をいかしながら、未来志向の環境施策を推進する必要があることから、令和2年8月に環境省と締結した連携協力協定の実現に向けた取組の具体化を一層図るため、以下の措置を講じること。

(1) 「ふくしまグリーン復興構想」等の着実な推進

「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、県内の国立公園における「国立公園満喫プロジェクト」や「新・尾瀬ビジョン」の取組を国が積極的に推進するとともに、国立公園の魅力向上や周遊等、構想の推進に向けた取組に対する新たな支援制度を創設すること。

(2) 復興と共に進める地球温暖化対策の推進

浜通り地域を始め当県の復興を加速させるため、県内における省エネルギー対策や再生可能エネルギー等の一層の普及促進、これらの取組を通じた脱炭素まちづくりなど、当県を先進モデル地域として、地球温暖化対策に実効性のある先進的な取組を推進すること。

また、「福島県2050年カーボンニュートラル」に向けた、県及び市町村の脱炭素まちづくり等に関する総合的な取組への支援を行うこと。

(3) ポスト・コロナ社会を先取りした環境施策の推進

ポスト・コロナ社会への対応の視点から、自立・分散・ネットワーク型の社会の形成を視野に入れ、当県の国立公園等におけるワーケーションの促進などに国として取り組むとともに、ワーケーションの聖地ふくしまの実現に向けた取組への支援を行うこと。

また、災害に強いレジリエントな社会づくりに向けて、当県と連携しながら再生可能エネルギーの地産地消を推進するとともに、防災拠点への再生可能エネルギーの導入などに財政支援を含めて積極的な支援を行うこと。

27 避難者支援の充実

【内閣府、復興庁、総務省、厚生労働省、国土交通省】

(1) 避難者の生活再建支援

地震・津波や原子力災害による避難者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等を含む）から安定した住宅への円滑な移行支援などについて、国が前面に立って県・市町村と連携して取り組むこと。

(2) 応急仮設住宅の供与期間の延長等

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、避難指示が継続している区域の避難者が安定した住まいへ円滑に移行し、居住の安定が確保されるまで同法による供与期間の適切な延長を行うこと。

また、避難の長期化に伴う生活環境の変化の実情を踏まえ、賃貸型応急住宅間の住み替えについて、引き続き災害救助法の柔軟な適用を図ること。

なお、生活再建調整会議での議論を十分に考慮するとともに、応急仮設住宅の供与期間の延長も踏まえ、国による東京電力への指導を含め、住宅の確保等において不均衡が生じないよう必要な措置を講じること。

(3) 県内外の避難者支援の取組に必要な財源確保等

避難生活の長期化等に伴い、生活や心身の健康など、避難者の抱える課題は個別化・複雑化していることから、当県が実施する避難者への見守りや相談支援等の取組に対し、引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

また、避難者が避難先でふるさととの絆を保つことができるよう、避難者向け地域情報紙の発行など当県が実施している情報提供の取組に対し、引き続き予算を確保するとともに、避難指示区域外からの避難者に対する情報提供の取組に対しても、引き続き被災者支援総合交付金等の予算を確保すること。

(4) 高速道路無料措置の延長

避難生活が長期化する中、一時帰宅を含めてふるさとを往来する避難者の経済的な負担を軽減するため、令和4年3月31日まで実施されている旧警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置を、帰還できるまで延長すること。

また、令和4年3月31日まで実施されている原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、母子避難者等が不安を抱えながら生活を送っていることを踏まえて延長措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

(5) 被災者の心のケアへの支援

東日本大震災から10年が経過し、長期化する避難生活や避難指示解除に伴うふるさとへの帰還、復興公営住宅等への転居による生活環境の変化など、県内外に避難する県民は依然として高いストレス状態にある。

ふくしま心のケアセンターを設置し、被災者への個別相談や市町村支援に取り組んでいるところであるが、被災者への心のケアは長期的な取組が必要であることから、当該事業（被災者支援総合交付金）の継続に向けた必要な予算を安定的に確保すること。

また、避難の有無に関わらず原子力災害という世界に例のない災害によるストレスにさらされ続けている県民の自殺対策に長期的に取り組むことができるよう、国において自殺対策に必要な予算を確保すること。

(6) 被災者に係る国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続

避難指示区域等対象地域における医療費一部負担金、介護保険に係る利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料及び障害福祉サービス等に係る利用者負担の全額減免に対する国の特別の財政支援については、第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行うこととされているが、引き続き、被災者が安心して生活できるよう、市町村の意向を踏まえた財政支援の継続に配慮すること。

28 安心して子どもを生き育てやすい環境の整備

【復興庁、厚生労働省、環境省】

当県では、原発事故による急激な人口減少という困難な課題に対し、18歳以下の子どもの医療費無料化を始め、社会全体での子育て・子育ての総合的な対策を強化し、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを積極的に推進してきたところである。

国においては、いまだに根強い風評や子育て現場に残る不安など福島の特異な現状をしっかりと受け止め、県・市町村が切れ目なく安心して子育てしやすい環境の整備を継続できるよう、第2期復興・創生期間以降においても長期的な視点に立つて安定的かつ十分な予算を確保すること。

29 県民の健康回復に係る総合的推進の継続

【復興庁、文部科学省】

(1) 県民の健康回復を総合的に推進するため必要な財源措置の継続

復興・再生を成し遂げるため、当県で安心して暮らし、子どもを生き育てることができる生活環境を実現し、県内全域における放射線による健康上の不安解消ができるよう、当県が「食・運動・社会参加」を3本の柱に、子どもから高齢者等まで、全世代に対して被災者支援の観点で取り組む健康関連に関する、復興公営住宅等の避難者支援・避難地域の健康支援体制をサポートする取組、子どもの心身の健康を長期に見守り安心を提供する取組、復興を支える県民の健康づくりを通じた地域活力を再生する取組や高齢者等が安心して暮らせる地域のつながりを再構築する取組について、引き続き安定的かつ十分な予算を確保すること。

(2) 県民の健康不安解消に向けた研究開発

当県においては、いまだ原子力災害に起因する放射線による健康不安が根強く、その解消が課題となっている。その解消に向けては、迅速かつ最先端の治療を可能とする医療提供体制が不可欠であり、特になん等への不安を解消するための万全の備えが必要であることから、福島県立医科大学内の先端臨床研究センターでは、国内随一の医療用中型サイクロトロンを用いて、アスタチンを用いた放射性薬剤の研究開発を推進しているところである。

については、同センターによる令和4年度以降の臨床研究の実施に当たり、必要な予算を確保すること。

30 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化 【復興庁、総務省、文部科学省】

(1) 福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること。

(2) 児童生徒の体力向上や食育の充実に必要な予算確保

東日本大震災後に著しく低下した子どもの体力と増加した肥満傾向児の出現率は、全体的に改善傾向にあるものの、いまだ肥満傾向児の出現率の全国との差は、震災前の水準まで回復していないことから、運動習慣や食習慣を自ら改善するための健康マネジメント力を育む事業の継続的な実施が可能となるよう、必要な予算を確保すること。

(3) 児童生徒の学習支援によるコミュニティ復興支援事業の継続

東日本大震災により新たに生じた住民同士の絆を深化することや、避難指示解除等に伴い帰還した地域コミュニティを構築するため、学校、家庭、地域の連携による教育を推進する人材の育成や、仕組みを構築するための支援事業を実施できるよう、引き続き予算を確保すること。

(4) 被災児童生徒の就学機会の確保

東日本大震災により就学が困難になった児童、生徒の教育を受ける機会を十分に確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業」の就学援助事業及び奨学金事業については、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

(5) 原子力発電所事故に伴う風評等を防止する教育

全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る正しい知識を持ち、当県の現状を正しく理解することができるよう、国や当県が作成した放射線教材の使用についても指導助言を行うなど、正しい情報発信・放射線教育のための継続的な支援を行うこと。

また、当県が作成した「ふくしま道徳教育資料集」等を活用し、風評やいじめ、差別等を防止する教育を推進すること。

31 復興・再生に向けた治安の維持

【警察庁、復興庁、国土交通省】

特定復興再生拠点区域のインフラ整備や相馬福島道路の開通など、復興の進捗に合わせた交通流の変化に適切に対応するため、交通安全施設の整備に必要な予算を確保すること。

また、避難指示の解除等による住民の帰還が進む一方、帰還困難区域における窃盗などの犯罪がいまだに発生していることから、被災地域の情勢変化に対応した治安維持・多岐にわたる警察活動の強化に必要な予算を確保すること。

さらに、復興に向けた治安維持の活動に当たっては、小型航空機を用いた上空からの道路状況の把握等を行っているが、近年、頻発・激甚化する自然災害等の対応で同航空機が出動する機会が多く、航空機の2機配備は必要不可欠であることから、長い航行距離と時間を確保できる中型機を新たに配備するための必要な予算を早期に確保すること。

32 原子力災害対応雇用支援事業等の継続

【復興庁、厚生労働省】

(1) 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出や人材育成等により生活の安定を図るとともに、放射能測定検査や風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、令和4年度以降も実施期間を延長すること。

(2) 事業復興型雇用確保事業の継続及び採択要件緩和

令和4年度以降に開始する事業を対象とするほか、支給対象期間の延長や労働力不足の解消、将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を緩和するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象にするなど、採択要件の緩和を行うこと。

33 企業誘致の促進

【復興庁、経済産業省】

東日本大震災や原子力災害により、甚大な被害を受けた当県全域の産業復興を図るためには企業誘致の促進を通じた産業の集積が極めて重要である。

特に、浜通り地域等においては、地域の再生に向けた働く場の確保は必須の課題であり、産業の復興再生のための自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、地域の実情を踏まえ、令和4年度以降も募集を実施するとともに、事業完了期限を延長すること。

また、制度の継続に当たり、十分な予算を確保すること。

34 社会資本の整備に係る財源措置等

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

(1) 復旧・復興事業（復興特別会計）における財源の確保

当県の復興・再生には、今後も十分な財源措置と長期的な国の支援が必要であることから、公共土木施設等の災害復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難者の居住の安定確保、県土の復興を支援する道路ネットワークや物流基盤の整備、営農再開を加速するための農業基盤整備等を重点的に進め、かつ、確実に事業完了を図るために必要となる財源を十分に確保すること。

(2) 直轄事業における財源の確保

国の直轄事業として実施する道路事業、河川事業及び港湾事業などについて、当県の復興・再生には基幹的な社会インフラの着実な整備が必要不可欠であることから、必要となる財源を確保して事業を着実に推進すること。

(3) 通常事業（一般会計）における財源の確保

国土強靱化や経済の活性化等に直結する社会資本の整備について、県民の安全で安心な暮らしを守り、県土全域の将来像を見据えて戦略的に進めるため、通常事業（社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等）の財源を十分に確保すること。

特に、防災・減災が主流となる社会の構築のため、抜本的かつ総合的な防災・減災対策や、「予防保全」への本格的な転換が急務であることから、防災・減災や長寿命化対策に要する財源について十分に確保すること。

35 農業・農村再生のために必要な予算の確保

【復興庁、農林水産省】

避難指示区域等における帰還促進や営農再開、地域コミュニティの再構築等、東日本大震災及び原子力災害の影響を受けた当県の農業・農村の再生は、今後も長い時間が必要となることから、農地集積の更なる促進や農地の大区画化・汎用化に向けたほ場整備、県民の安全・安心につながるため池の放射性物質対策などの復興事業について、第2期復興・創生期間以降も事業が完了するまでに必要な予算を確保すること。

36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保

【復興庁、厚生労働省、農林水産省、環境省】

原子力災害の影響を受けた当県の森林を再生し、林業・木材産業の活性化や生活圏の環境保全を図る上で欠かすことのできない「ふくしま森林再生事業」を始めとした各種復興施策について、第2期復興・創生期間以降も必要な予算を確保すること。

特に、放射性物質の影響を受けた広葉樹林については、きのこ原木林等の循環利用が図られるよう、計画的な再生に向けた伐採・更新等の取組を推進すること。

また、野生きのこ等については、安全・安心かつ早期の出荷が可能となるよう、非破壊検査機器による検査体制や管理体制の構築に向けた技術的な検証を一層進めること。

37 水産業再生に係る取組の強化

【内閣府、復興庁、農林水産省、水産庁、経済産業省】

当県水産業は、極めて厳しい状況に置かれているが、漁業関係者のたゆまぬ努力により、試験操業を経て今年4月から本格操業に向けた取組を開始したところである。

こうした中、水産業の復興に向けては、関係する事業者、特に若い担い手が将来にわたって、安心して事業を営むことができるよう、水揚げされた水産物が適正な価格で取引され、しっかり売り切ることができる環境づくりが重要である。

については、「揺るぎない生産体制をつくる」ための操業拡大に取り組む漁業者や新規就業者等への手厚い支援、「適正な価格で売り切る」ための消費者に向けた当県産水産物への理解促進等の取組、「豊かな漁場を守り育てる」ための資源管理と栽培漁業等への支援の3つの観点で、生産から流通・消費に至る水産業全体を捉えた強力な対策を、国が前面に立って講じること。

あわせて、水産業が復興を成し遂げるには相当の期間を要することから、長期にわたり十分な財源を確保する仕組みを構築するとともに、国自らが漁業者に寄り添って、現地で円滑な支援ができるよう、国の支援体制を整備すること。

38 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援 【復興庁、国土交通省】

県土全域の復興と将来像を見据えた活力ある社会基盤の構築に向けて、広域的な地域連携を促進する道路ネットワーク強化のため、6本の連携軸である会津軸・中通り軸・横断道軸・南部軸の基幹的な道路である会津縦貫道や国道4号、国道13号、国道49号、国道289号などの各事業について早期整備を図ること。

(1) 広域的なネットワークを強化する会津軸の整備

災害に強い幹線道路ネットワークの確保や、日光・会津・米沢の連携した広域周遊ルートを創出するため、会津縦貫道の早期整備・早期完成を図るとともに、国道118号の一部区間及び国道121号を直轄指定区間とすること。

(2) 中通り軸・横断道軸・南部軸の整備

① 中通り軸として、国道4号（矢吹鏡石道路、伊達拡幅）及び国道13号（福島西道路Ⅱ期工区）の早期完成を図るとともに、国道4号矢吹町以南の早期事業化により全線4車線化を図ること。

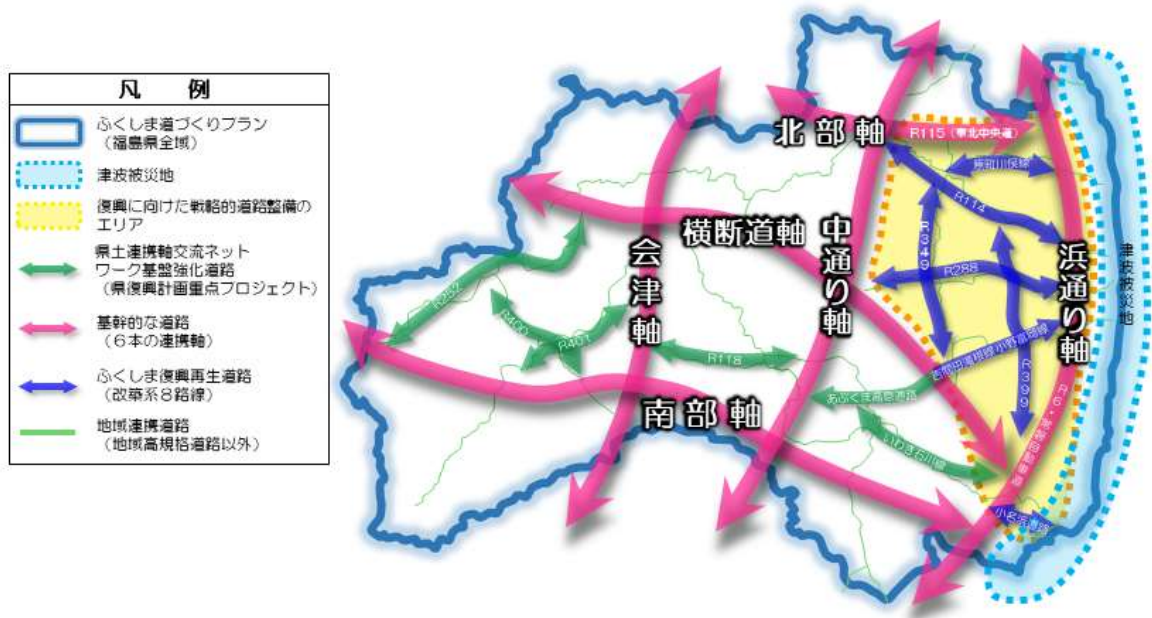
また、福島都市圏北部の交通円滑化に向け、「国道13号～国道4号間」の北伸区間について計画策定を早期に行うこと。

② 横断道軸として、4車線化優先整備区間に選定された磐越自動車道の「会津若松IC～安田IC間」のうち、事業化となった「会津坂下IC～西会津IC間の一部区間」及び「西会津IC～津川IC間の一部区間」の早期完成や、残る区間の早期事業化を図るとともに、「安田IC～新潟中央JCT間」についても、優先整備区間への選定を図ること。

また、国道49号（北好間改良、会津防災事業等）の早期整備を図ること。

③ 南部軸として、国道289号で唯一交通不能区間の八十里越について、国直轄権限代行事業の早期整備を図ること。

復興・創生を支える交通基盤(6本の連携軸)の整備



県土の復興に向けた道路のネットワーク構築のための主な整備箇所



39 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援

【復興庁、経済産業省、国土交通省】

(1) 物流拠点としての小名浜港の整備

特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けている小名浜港について、産業と生活に必要な資源及び復興に必要なエネルギー関連物資等を安定的かつ安価に供給するため、東港地区の全面的な利活用が必要であることから、国際物流ターミナル整備事業（国・沖防波堤等整備）を更に促進すること。

また、国際物流の結節点・産業拠点となる小名浜港において、水素やアンモニア等の次世代エネルギーの大量輸入や貯蔵、利活用等を図るとともに、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を通じて温室効果ガスの排出を全体でゼロにする「カーボンニュートラルポート」の形成を積極的に推進すること。

(2) 重要港湾相馬港の整備

復興支援道路である相馬福島道路が全線開通したことにより、今後、貨物量の増加が見込まれることから、港内静穏度を向上させ安全で効率的な荷役を可能にするために必要な南防波堤整備の財源確保に努め、防災・減災、国土強靱化のための防波堤（沖）の予防保全事業を促進すること。

40 地方創生の推進

【内閣官房、内閣府】

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下、地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、新型コロナウイルス感染症による大幅な地域経済の落ち込みや社会の変容等にも配慮し、同感染症を始めとした様々なリスクの発生を見据えた強靱な社会・経済構造の構築や、テレワークを通じた移住の促進を始めとした新たな生活様式の積極的な導入など、県及び市町村が自主性・主体性を最大限に発揮しつつ、地域の実情に即した実効性の高い取組を安定的かつ円滑に展開できるよう、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方創生テレワーク交付金などの予算を継続的に確保するとともに、申請手続の簡素化など柔軟な運用を可能にすること。

41 デジタル社会の実現

【内閣官房、総務省】

ゆとりと豊かさを実感できる生活の実現、安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等を基本理念とするデジタル社会形成基本法が成立し、デジタル社会の形成を強力に推進することとされたことから、地方においてデジタル社会を実現できるよう、以下の支援措置を講じること。

(1) 光ファイバ網の高度化支援

工場内 I o T、クラウドの活用等企業活動のデジタル化や、新型コロナウイルス感染症を契機に普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバ網について、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備え、持続的かつ安定的に利用できるよう、過疎・中山間地域を始め、条件不利地域の光ファイバ網の高度化に対する支援制度を拡充すること。

(2) デジタル変革（DX）の推進

地域社会においてDXを推進するため、デジタル技術やデータを活用し、サービスの創出・向上や企業、農業者等の生産性の向上など、新たな価値を創出するための取組に必要な予算を確保すること。

また、自治体のDXを推進するため、「自治体DX推進計画」に基づく業務システムの標準化に伴うシステムの改修等に加え、標準化対象外の業務システムの共同利用やクラウド化など、自治体独自の取組に対して、財政支援を講じること。

42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策

【内閣官房、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、国土交通省】

(1) 防災・減災、国土強靱化のための対策

当県は、東日本大震災以降も令和元年東日本台風や今年2月の福島県沖地震など重ねて甚大な被害を受けており、気候変動に伴う頻発・激甚化する大規模自然災害への更なる対応の強化が求められることから、福島県国土強靱化地域計画に位置付ける国土強靱化関連事業について、公共施設の防災・減災推進のための取組に必要な予算を確保すること。

特に、予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算を通常事業と別枠で当初予算により措置するとともに、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な予算を確保すること。

また、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係省庁の国土強靱化関連予算について、地域計画の策定等に当たっては、東日本大震災や令和元年東日本台風等を始めとする大規模災害の被災自治体に配慮すること。

(2) 流域治水の推進

令和元年東日本台風による災害への対応として、頻発・激甚化する水災害への集中的な対策を講じる必要があるため、阿武隈川上流の河川大規模災害関連事業として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の更なる推進や、令和6年度までに当県が集中的に進める河川改修等の「福島県緊急水災害対策プロジェクト」への十分な予算を確保するとともに、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を十分に確保するなど、当県における流域治水の推進への取組について引き続き支援すること。

省庁別索引

【内閣官房】

A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】

新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【4 頁】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 40 地方創生の推進【64 頁】
- 41 デジタル社会の実現【65 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【66 頁】

【内閣府】

A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】

新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【4 頁】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【7 頁】
- 4 復興に向けた人員確保【9 頁】
- 5 避難地域の復興実現【10 頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【12 頁】
- 7 避難地域等の事業・生業の再生【13 頁】
- 11 避難地域等における教育環境の整備・充実【18 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【22 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【34 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】
- 24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【45 頁】
- 27 避難者支援の充実【49 頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【60 頁】
- 40 地方創生の推進【64 頁】

【警察庁】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 31 復興・再生に向けた治安の維持【54 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【66 頁】

【消費者庁】

A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】

- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】

【復興庁】

A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】

新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【4 頁】

- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 2 国際教育研究拠点の実現【6 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【7 頁】
- 4 復興に向けた人員確保【9 頁】
- 5 避難地域の復興実現【10 頁】

- 6 帰還困難区域の復興・再生【12 頁】
- 7 避難地域等の事業・生業の再生【13 頁】
- 8 避難地域の営農再開に向けた支援【14 頁】
- 9 避難地域等の鳥獣被害対策の推進【15 頁】
- 10 避難地域等における医療提供体制の再構築【16 頁】
- 11 避難地域等における教育環境の整備・充実【18 頁】
- 12 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【20 頁】
- 13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援【21 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【22 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【30 頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【32 頁】
- 19 除染等の推進【38 頁】
- 20 中間貯蔵施設事業の推進【39 頁】
- 21 放射性物質に汚染された廃棄物の処理【40 頁】
- 22 原子力損害賠償の確実な実施【41 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】
- 24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【45 頁】
- 25 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【46 頁】
- 27 避難者支援の充実【49 頁】
- 28 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【51 頁】
- 29 県民の健康回復に係る総合的推進の継続【52 頁】
- 30 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【53 頁】
- 31 復興・再生に向けた治安の維持【54 頁】
- 32 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【55 頁】
- 33 企業誘致の促進【56 頁】
- 34 社会資本の整備に係る財源措置等【57 頁】
- 35 農業・農村再生のために必要な予算の確保【58 頁】
- 36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【59 頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【60 頁】
- 38 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【61 頁】
- 39 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【63 頁】

【総務省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【4 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【7 頁】
- 4 復興に向けた人員確保【9 頁】
- 11 避難地域等における教育環境の整備・充実【18 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【22 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】
- 27 避難者支援の充実【49 頁】
- 30 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【53 頁】

- 34 社会資本の整備に係る財源措置等【57 頁】
- 41 デジタル社会の実現【65 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【66 頁】

【外務省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】
- 24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【45 頁】
- 25 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【46 頁】

【財務省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【7 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】

【文部科学省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 2 国際教育研究拠点の実現【6 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【7 頁】
- 4 復興に向けた人員確保【9 頁】
- 5 避難地域の復興実現【10 頁】
- 11 避難地域等における教育環境の整備・充実【18 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【22 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【30 頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【32 頁】
- 22 原子力損害賠償の確実な実施【41 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】
- 29 県民の健康回復に係る総合的推進の継続【52 頁】
- 30 復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化【53 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【66 頁】

【文化庁】

- 4 復興に向けた人員確保【9 頁】

【厚生労働省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【4 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【7 頁】
- 4 復興に向けた人員確保【9 頁】

- 5 避難地域の復興実現【10 頁】
- 10 避難地域等における医療提供体制の再構築【16 頁】
- 11 避難地域等における教育環境の整備・充実【18 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【22 頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【32 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】
- 27 避難者支援の充実【49 頁】
- 28 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【51 頁】
- 32 原子力災害対応雇用支援事業等の継続【55 頁】
- 36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【59 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【66 頁】

【農林水産省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 2 国際教育研究拠点の実現【6 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【7 頁】
- 4 復興に向けた人員確保【9 頁】
- 5 避難地域の復興実現【10 頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【12 頁】
- 7 避難地域等の事業・生業の再生【13 頁】
- 8 避難地域の営農再開に向けた支援【14 頁】
- 9 避難地域等の鳥獣被害対策の推進【15 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【22 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【30 頁】
- 19 除染等の推進【38 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】
- 24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【45 頁】
- 34 社会資本の整備に係る財源措置等【57 頁】
- 35 農業・農村再生のために必要な予算の確保【58 頁】
- 36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【59 頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【60 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【66 頁】

【水産庁】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【60 頁】

【経済産業省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【4 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 2 国際教育研究拠点の実現【6 頁】

- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【7 頁】
- 4 復興に向けた人員確保【9 頁】
- 5 避難地域の復興実現【10 頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【12 頁】
- 7 避難地域等の事業・生業の再生【13 頁】
- 12 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【20 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【22 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【30 頁】
- 16 医療関連産業の集積・振興の支援【32 頁】
- 17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【33 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【34 頁】
- 22 原子力損害賠償の確実な実施【41 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】
- 24 農林水産物の安全確保と風評対策、産地競争力の強化【45 頁】
- 33 企業誘致の促進【56 頁】
- 37 水産業再生に係る取組の強化【60 頁】
- 39 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【63 頁】

【資源エネルギー庁】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【22 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【30 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【34 頁】
- 22 原子力損害賠償の確実な実施【41 頁】

【中小企業庁】

- 7 避難地域等の事業・生業の再生【13 頁】

【国土交通省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 新型コロナウイルス感染症への継続的な対応【4 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【7 頁】
- 4 復興に向けた人員確保【9 頁】
- 5 避難地域の復興実現【10 頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【12 頁】
- 12 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【20 頁】
- 13 県が整備する復興祈念公園への全面的な財政支援【21 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【22 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【30 頁】
- 17 航空宇宙関連産業育成・集積に向けた取組への支援【33 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】
- 25 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【46 頁】

- 27 避難者支援の充実【49 頁】
- 31 復興・再生に向けた治安の維持【54 頁】
- 34 社会資本の整備に係る財源措置等【57 頁】
- 38 県土の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【61 頁】
- 39 国際競争力強化に向けた物流拠点整備への支援【63 頁】
- 42 頻発・激甚化する大規模自然災害への対策【66 頁】

【観光庁】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【22 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】
- 25 観光復興に向けた国内外からの誘客促進等の取組に対する支援【46 頁】

【環境省】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 1 復興に向けた総合的な施策の推進【5 頁】
- 2 国際教育研究拠点の実現【6 頁】
- 3 交付税、基金、交付金等に係る財源措置、地方一般財源総額の確保等【7 頁】
- 5 避難地域の復興実現【10 頁】
- 6 帰還困難区域の復興・再生【12 頁】
- 9 避難地域等の鳥獣被害対策の推進【15 頁】
- 12 避難地域等の復興に向けた道路ネットワーク構築に対する支援【20 頁】
- 14 福島イノベーション・コースト構想の更なる推進【22 頁】
- 15 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現に向けた支援【30 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【34 頁】
- 19 除染等の推進【38 頁】
- 20 中間貯蔵施設事業の推進【39 頁】
- 21 放射性物質に汚染された廃棄物の処理【40 頁】
- 23 風評払拭・風化防止対策の強化【43 頁】
- 26 福島の復興に向けた未来志向の環境施策の推進【48 頁】
- 28 安心して子どもを産み育てやすい環境の整備【51 頁】
- 36 森林・林業再生のために必要な制度と予算の確保【59 頁】

【原子力規制委員会】

- 18 原子力発電所の安全確保等【34 頁】

【原子力規制庁】

- A L P S 処理水の処分に係る責任ある対応【1 頁】
- 18 原子力発電所の安全確保等【34 頁】